

《歩道のセンシング技術》

～バリアフリーマップ作成等に活用可能な３次元地図データの取得
技術を募集します～

【公募要領（応募方法編）】

2019 年 3 月

国土交通省道路局

1. 応募の流れ

応募に関する流れは以下の通りです。

		担当	
		事務局	応募者
①公募参加規約・応募要件の確認	公募参加規約及び応募要件を確認		○
↓			
②申請書類の作成	申請書類（参加申請書、組織概要、実施体制、応募者が想定する検証内容等）、承諾書を作成		○
↓			
③申 請	申請書類を事務局に提出		○
↓			
④公募参加者の選考	応募者の審査・選考	○	
↓			
⑤選考結果の通知	選考者が選考結果を通知	○	
↓			
⑥公募内容の実施	公募内容を実施	○	○

2. 応募資格

（１） 応募要件

「歩道のセンシング技術」の公募を実施するにあたり、以下の応募要件を全て満たす者を公募参加者として公募します。

- ・ 公募に用いる機材、システム等の概要を提供いただける者
- ・ 公募で実施する計測の結果を指定のデータフォーマットにて提供いただける者
- ・ 公募期間中、提供データに関するヒアリング調査等に参加いただける者
- ・ データ計測や資料作成に必要な機材、PC 等の機器類を自らの負担で用意していただける者
- ・ 公募参加規約の内容に同意し、承諾書を提出いただける者

(2) 資格要件

応募者は、以下の2つの条件を満足するものとします。

- 「民間企業」、「大学等^{※1}」、「個人」、または「共同企業体^{※2}」であること（ただし、「個人」及び「大学等」については、民間企業と共同開発している場合に限る）。

※1 大学等とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、国立研究開発法人、社団法人、研究組合等をいいます。

※2 複数の企業で、本公募に参加することを目的に形成する企業組織体のことをいいます。

- 現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価に関わる者に対して、応募技術の内容の開示を許諾すること。

(3) 費用分担

本公募での役割分担を以下に示します。

1) 事務局での負担項目

応募する技術の検証に係る費用として、以下の項目は事務局が負担します。不明な点は、協議の上、決定します。

- ・ 応募技術の現場検証において、基本要件に対する達成度等の事務局側での評価のために必要な計測にかかる費用
- ・ その他、応募者の負担とすることで、応募者間に過度の不公平が生じる費用

2) 公募参加者での負担項目

測定機材、計測時にかかる費用、解析に用いるPC、資料作成にかかる費用等「1)」に記載されている事務局での負担項目以外は、公募参加者の負担とします。

3. 公募期間

2019年3月6日（水）～2019年3月27日（水）（必着）

4. 申請書類

公募参加を希望する際は、以下の書類を準備・作成の上、提出して下さい。なお、申請書類フォーマットは、本資料の「歩道のセンシング技術」の申請書を参照して下さい。

- ・ 公募参加申請書（様式 1－1）
- ・ 公募参加者の概要（様式 1－2）
- ・ 応募者が提案（想定）する歩道センシング技術（様式 1－3）
- ・ 承諾書（様式 1－4）
- ・ 代表者および役割分担（様式 1－5）【共同企業体の場合】
- ・ 登記簿謄本（または社員の印鑑証明）

5. 提出（郵送）先

〒100-8914 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省道路局

道路交通管理課高度道路交通システム推進室

担当 上原、北川 宛

なお、応募書類は、4. の書類に基づき作成し、郵送または持参にて提出してください。

6. 現場検証対象技術の決定

応募書類及びヒアリング等に基づき、以下の（1）に記載する事項を確認の上、技術の開発状況ならびに現場検証実施段階で想定される完成度から現場検証及び評価に適しているかどうか判断し、現場検証対象技術を決定します。

なお、今回の現場検証を行うことができる数に限りがあることから、応募資料及びヒアリング等に基づき、より現場検証に適していると判断される技術から選考する場合があります。

(1) 決定方法

決定方法は、以下とします。

- ・ 応募資格、役割分担等を満たしていること。
- ・ 現場検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- ・ 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- ・ 締め切りまでに申請書類が到着していること。

なお、応募者多数（10 者を超える場合）の場合は、以下の項目で選考を行います。

■様式 1－3 応募者が提案（想定）する歩道センシング技術

提出された応募資料で不明な箇所が有る場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について、別途、連絡調整します。

(2) 決定結果の通知・公表・取消し

応募者に対して現場検証対象技術として決定されたか否かを文書で通知します。

決定結果の通知の時期は、2019 年 4 月中下旬頃を予定しておりますが、応募状況等により変更する場合があります。

決定の通知を受けた者が不正な手段により決定されたこと等が判明した場合、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

7. 応募に関するその他事項

- ・ 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募された資料は、本公募に係る現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価以外に無断で使用することはありません。
- ・ 応募された資料は返却いたしません。
- ・ 決定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・ 決定された技術の評価にあたり、応募者にはその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。

『歩道のセンシング技術』

申請書

様式 1－1 公募参加申請書

様式 1－2 公募参加者の概要

様式 1－3 応募者が提案（想定）する歩道センシング技術

様式 1－4 承諾書

様式 1－5 代表者および役割分担【共同企業体の場合】

登記簿謄本（または社印の印鑑証明）